

1 動物の保護管理に関する事業

(1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病	動愛法			計	前年度からの継続飼養
		抑留	所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	131	40	43	3	217	31
	幼		12	13	24	49	11
	計	131	52	56	27	266	42
猫	成		27	271	42	340	22
	幼		18	955	65	1038	8
	計		45	1226	107	1378	30
その他	成				2	2	0
	幼				0	0	0
	計				2	2	0

*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取（警察からの依頼含む）、負傷動物の収容）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	36	22	2	29	18	122	229	19
	幼		1	0	43	0	10	54	6
	計	36	23	2	72	18	132	283	25
猫	成		5	0	7	133	202	347	15
	幼		6	0	76	524	435	1041	5
	計		11	0	83	657	637	1388	20
その他	成		0	0	0	1	0	1	1
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	1	0	1	1

*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの